処分基準整理票

処分名	認定の取消し	
根拠法令名	大津市企業立地促進条例	第8条第1項
	(平成18年条例第7号)	
基準法令名		1 1 1 1 1 1
所管部署	産業観光部 商工労働政策課 工業・労政グルー	プ

【処分基準】 ・文書の名称【

・掲載図書等【

・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載

大津市企業立地促進条例第8条第1項各号のいずれかに該当することを基準とし、同項第6号に規定する「その他市長が助成金を交付することが不適当であると認めたとき」は、次に掲げる場合をいう。

1

1

- (1) 天災地変その他の事情により、認定事業者による事業の継続が見込めない状況にあると 認められる場合。
- (2) 認定事業者が、事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、事業に要する経費のうち助成金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により事業を遂行することができない場合。

【根拠法令】

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の認定を 取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第5条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 第5条第1項の認定に係る工場等又は事業所を、当該認定に係る事業以外の用途に供したとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 偽りその他不正な行為により第5条第1項の認定を受けたとき。
- (6) その他市長が助成金を交付することが不適当であると認めたとき。
- ※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書 等の縦覧をもって代えることができる。